

奥州市ふれあいの丘公園体育施設の使用料金単価の変更内容

1 奥州市総合体育館（施設使用料）

令和3年3月31日まで

(1) 体育館使用料

貸切り使用1時間までごとに

使用区分		土曜日及び休日以外の日			土曜日及び休日				
		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで		
メインアリーナ	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	1,440円	1,800円	2,160円	1,800円	2,160円	2,580円
		一般	3,000円	3,750円	4,500円	3,750円	4,500円	5,400円	
		その他の催しに使用する場合	6,000円	7,500円	9,000円	7,500円	9,000円	10,800円	
	入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	3,000円	3,750円	4,500円	3,750円	4,500円	5,400円
		一般	6,000円	7,500円	9,000円	7,500円	9,000円	10,800円	
		その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	9,000円	11,250円	13,500円	11,250円	13,500円	16,200円
営利を目的とする場合	18,000円	22,500円	27,000円	22,500円	27,000円	32,400円			
サブアリーナ	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	320円	400円	480円	400円	480円	570円
		一般	640円	800円	960円	800円	960円	1,150円	
		その他の催しに使用する場合	1,280円	1,600円	1,920円	1,600円	1,920円	2,300円	
	入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	640円	800円	960円	800円	960円	1,150円
		一般	1,280円	1,600円	1,920円	1,600円	1,920円	2,300円	
		その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	1,920円	2,400円	2,880円	2,400円	2,880円	3,450円
営利を目的とする場合	3,840円	4,800円	5,760円	4,800円	5,760円	6,910円			
会議室等	選手控室	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	1室につき100円						
		その他の催しに使用する場合	1室につき200円						
	会議室	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	1室につき100円						
		その他の催しに使用する場合	1室につき200円						
ミーティングルーム	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	1室につき100円							
	その他の催しに利用する場合	1室につき200円							
個人使用	メインアリーナ及びサブアリーナ		児童及び生徒	普通使用	1人1回の入場につき100円				
	回数使用	6回で500円							
一般	普通使用	1人1回の入場につき300円							
回数使用	6回で1,500円								
トレーニングルーム	児童及び生徒	普通使用	1人1回の入場につき100円						
		回数使用	6回で500円						
	一般	普通使用	1人1回の入場につき300円						
		回数使用	6回で1,500円						

- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料、会費若しくはこれに類する料金を徴収する場合又は入場料は徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 「回数使用」とは、回数券を利用して施設を使用する場合をいう。
- 午前9時前又は午後9時後に使用する場合は使用料の額は、その使用1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額とする。
- メインアリーナの2分の1若しくは3分の1又はサブアリーナの2分の1を区分使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の2分の1又は3分の1に相当する額とする。
- 準備、撤去等のため前日等に使用する場合は使用料の額は、この表に定める使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。
- この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

令和3年4月1日以降

(1) 体育館使用料

使用区分		土曜日及び休日以外の日			土曜日及び休日					
		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで			
貸切り使用1時間までごとに	メインアリーナ	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	1,580円	1,980円	2,370円	1,980円	2,370円	2,830円
			一般	3,300円	4,120円	4,950円	4,120円	4,950円	5,940円	
			その他の催しに使用する場合	6,600円	8,250円	9,900円	8,250円	9,900円	11,880円	
		入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	3,300円	4,120円	4,950円	4,120円	4,950円	5,940円
			一般	6,600円	8,250円	9,900円	8,250円	9,900円	11,880円	
			その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	9,900円	12,370円	14,850円	12,370円	14,850円	17,820円
	営利を目的とする場合	19,800円	24,750円	29,700円	24,750円	29,700円	35,640円			
	サブアリーナ	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	350円	440円	520円	440円	520円	620円
			一般	700円	880円	1,050円	880円	1,050円	1,260円	
			その他の催しに使用する場合	1,400円	1,760円	2,110円	1,760円	2,110円	2,530円	
		入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	700円	880円	1,050円	880円	1,050円	1,260円
			一般	1,400円	1,760円	2,110円	1,760円	2,110円	2,530円	
その他の催しに使用する場合			営利を目的としない場合	2,110円	2,640円	3,160円	2,640円	3,160円	3,790円	
営利を目的とする場合	4,220円	5,280円	6,330円	5,280円	6,330円	7,600円				
会議室等	選手控室	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	1室につき110円							
		その他の催しに使用する場合	1室につき220円							
	会議室	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	1室につき110円							
		その他の催しに使用する場合	1室につき220円							
ミーティングルーム	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	1室につき110円								
	その他の催しに利用する場合	1室につき220円								
個人使用	メインアリーナ及びサブアリーナ		児童及び生徒	普通使用	1人1回の入場につき110円					
			回数使用	6回で550円						
			一般	普通使用	1人1回の入場につき330円					
	回数使用	6回で1,650円								
	トレーニングルーム		児童及び生徒	普通使用	1人1回の入場につき110円					
			回数使用	6回で550円						
一般			普通使用	1人1回の入場につき330円						
回数使用	6回で1,650円									

- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営業、宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 「回数使用」とは、回数券を利用して施設を使用する場合をいう。
- 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、トレーニングルームの使用料及び園又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- メインアリーナ又はサブアリーナを区分使用する場合の使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - メインアリーナ又はサブアリーナの2分の1を区分使用する場合 それぞれこの表に定める額（備考6の適用がある場合は、その適用後の額。次号において同じ。）の2分の1の額
 - メインアリーナの3分の1を区分使用する場合 この表に定める額の3分の1の額
- 準備、撤去等のため前日等に使用する場合は、この表に定める額（備考6又は備考7の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 午前9時前又は午後9時後に使用する場合は使用料の額は、その使用1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額（備考6又は備考7の適用がある場合は、その適用後の額）とする。
- 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

奥州市ふれあいの丘公園体育施設の使用料金単価の変更内容

2 奥州市ふれあいの丘公園体育施設（付属設備使用料）

令和3年3月31日まで					令和3年4月1日以降						
(1) 附属設備使用料					(1) 附属設備使用料						
利用区分	単位	使用料			利用区分	単位	使用料				
		一般	児童及び生徒				一般	児童及び生徒			
体育館	吊物設備	1本	1回につき	300円	160円	体育館	吊物設備	1本	1回につき	330円	160円
	移動観覧席	片面	1時間までごとに	1,000円	500円		移動観覧席	片面	1時間までごとに	1,100円	550円
	スポットライト	1台	1時間までごとに	100円	50円		スポットライト	1台	1時間までごとに	110円	50円
	放送設備(メインアリーナ)	1式	1回につき	1,000円	500円		放送設備(メインアリーナ)	1式	1回につき	1,100円	550円
	放送設備(サブアリーナ)	1式	1回につき	300円	150円		放送設備(サブアリーナ)	1式	1回につき	330円	160円
	移動用放送設備	1式	1回につき	200円	100円		移動用放送設備	1式	1回につき	220円	110円
	移動型電光得点表示装置	1組	1時間までごとに	200円	100円		移動型電光得点表示装置	1組	1時間までごとに	220円	110円
	大型映像装置	1式	使用時間区分ごとに1回につき	11,000円	5,500円		大型映像装置	1式	使用時間区分ごとに1回につき	12,100円	6,050円
	フロアシート	1枚	1回につき	100円	50円		フロアシート	1枚	1回につき	110円	50円
	移動ステージ	1台	1回につき	200円	100円		移動ステージ	1台	1回につき	220円	110円
	椅子	1脚	1回につき (100脚を超える分)	20円	10円		椅子	1脚	1回につき (100脚を超える分)	20円	10円
	電気機器持込料	1キロワットまでごとに		100円	50円		電気機器持込料	1キロワットまでごとに		110円	50円
	クライミング	放送設備	1式	1回	300円		150円	クライミング	放送設備	1式	1回
パークゴルフ場	移動用放送設備	1式	1回	200円	100円	パークゴルフ場	移動用放送設備	1式	1回	220円	110円
多目的運動広場	放送設備	1式	1回	300円	150円	多目的運動広場	放送設備	1式	1回	330円	160円
	夜間照明設備	全面	1時間	500円	250円		夜間照明設備	全面	1時間	550円	270円
(2) 冷暖房設備					(2) 冷暖房設備						
利用区分	単位	冷房使用料	暖房使用料		利用区分	単位	冷房使用料	暖房使用料			
体育館	メインアリーナ	1時間までごとに	4,700円	5,400円	体育館	メインアリーナ	1時間までごとに	5,170円	5,940円		
	サブアリーナ		1,400円	1,540円		サブアリーナ		1,540円	1,700円		
	選手控室		100円	100円		選手控室		110円	110円		
	会議室		100円	100円		会議室		110円	110円		
	ミーティングルーム		200円	200円		ミーティングルーム		220円	220円		

3 多目的運動広場（施設使用料）

令和3年3月31日まで								令和3年4月1日以降							
使用区分	土曜日及び休日以外の日	土曜日及び休日			使用区分	土曜日及び休日以外の日	土曜日及び休日			附属施設及び設備の使用料					
		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで						
1時間までごとに貸切り使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	240円	300円	360円	300円	360円	430円	1 照明設備を使用するときは、1時間までごとに次に掲げる額を徴収する。 2 放送設備を使用するときは、一式1回につき次に掲げる額を徴収する。 3 一般550円 児童及び生徒270円 4 放送設備を使用するときは、一式1回につき次に掲げる額を徴収する。 5 一般330円 児童及び生徒160円					
		一般	480円	600円	720円	600円	720円	860円							
		その他の催しに使用する場合	960円	1,200円	1,440円	1,200円	1,440円	1,720円							
	入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	480円	600円	720円	600円	720円	860円						
		一般	960円	1,200円	1,440円	1,200円	1,440円	1,720円							
		その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	1,440円	1,800円	2,160円	1,800円	2,160円	2,590円						
営利を目的とする場合	2,880円	3,600円	4,320円	3,600円	4,320円	5,180円									

- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料、会費若しくはこれに類する料金を徴収する場合又は入場料は徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 午前9時前又は午後9時後に使用する場合は使用料の額は、その使用1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額とする。
- 多目的運動広場の2分の1又は4分の1を区分使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の2分の1又は4分の1に相当する額とする。
- 準備、撤去等のため前日等に使用する場合は、この表に定める使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。
- この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料、会費若しくはこれに類する料金を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 市に住所又は所在地を有する者が使用する場合は使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は除く。
- 多目的運動広場を区分使用する場合の使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 2分の1を区分使用する場合 この表に定める額（備考5の適用がある場合は、その適用後の額。次号において同じ。）の2分の1の額
- 4分の1を区分使用する場合 この表に定める額の4分の1の額
- 準備、撤去等のため前日等に使用する場合は、この表に定める額（備考5又は備考6の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 午前9時前又は午後9時後に使用する場合は使用料の額は、その使用1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額（備考5又は備考6の適用がある場合は、その適用後の額）とする。
- 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

奥州市ふれあいの丘公園体育施設の使用料金単価の変更内容

4 奥州市ふれあいの丘公園パークゴルフ場

令和3年3月31日まで			令和3年4月1日以降																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">パークゴルフ場使用</td> <td rowspan="2">児童及び生徒</td> <td>普通使用</td> <td>1人1回につき100円</td> </tr> <tr> <td>シーズン使用</td> <td>1人1シーズンにつき1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>普通使用</td> <td>1人1回につき200円</td> </tr> <tr> <td>シーズン使用</td> <td>1人1シーズンにつき3,000円</td> </tr> <tr> <td>用具使用</td> <td>用具1組(クラブ1本・ボール1個)につき</td> <td>1回につき100円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学生生徒及び高等学校生徒をいう。 2 「シーズン使用」とは、発行の日から発行の日の属する年度の3月31日までの期間使用できるシーズン使用券によりパークゴルフ場を使用する場合をいう。 3 「1回につき」とは、パークゴルフ場に入場してから退場するまでをいう。 4 クラブ又はボールのいずれかを使用する場合の用具使用料は、用具1組の使用料と同額とする。</p>			使用区分	使用料		パークゴルフ場使用	児童及び生徒	普通使用	1人1回につき100円	シーズン使用	1人1シーズンにつき1,000円	一般	普通使用	1人1回につき200円	シーズン使用	1人1シーズンにつき3,000円	用具使用	用具1組(クラブ1本・ボール1個)につき	1回につき100円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th colspan="2">使用料</th> <th rowspan="4">附属施設及び設備の使用料 1 移動用放送設備を使用するときは、一式1回につき次に掲げる額を徴収する。 一般 220円 児童及び生徒 110円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">パークゴルフ場使用</td> <td rowspan="2">児童及び生徒</td> <td>普通使用</td> <td>1人1回につき110円</td> </tr> <tr> <td>シーズン使用</td> <td>1人1シーズンにつき1,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>普通使用</td> <td>1人1回につき220円</td> </tr> <tr> <td>シーズン使用</td> <td>1人1シーズンにつき3,300円</td> </tr> <tr> <td>用具使用</td> <td>用具1組(クラブ1本・ボール1個)につき</td> <td>1回につき110円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学生生徒及び高等学校生徒をいう。 2 「シーズン使用」とは、発行の日から発行の日の属する年度の3月31日までの期間使用できるシーズン使用券によりパークゴルフ場を使用する場合をいう。 3 「1回につき」とは、パークゴルフ場に入場してから退場するまでをいう。 4 クラブ又はボールのいずれかを使用する場合の用具使用料は、用具1組の使用料と同額とする。 5 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。</p>			使用区分	使用料		附属施設及び設備の使用料 1 移動用放送設備を使用するときは、一式1回につき次に掲げる額を徴収する。 一般 220円 児童及び生徒 110円	パークゴルフ場使用	児童及び生徒	普通使用	1人1回につき110円	シーズン使用	1人1シーズンにつき1,100円	一般	普通使用	1人1回につき220円	シーズン使用	1人1シーズンにつき3,300円	用具使用	用具1組(クラブ1本・ボール1個)につき	1回につき110円	
使用区分	使用料																																									
パークゴルフ場使用	児童及び生徒	普通使用	1人1回につき100円																																							
		シーズン使用	1人1シーズンにつき1,000円																																							
	一般	普通使用	1人1回につき200円																																							
		シーズン使用	1人1シーズンにつき3,000円																																							
用具使用	用具1組(クラブ1本・ボール1個)につき	1回につき100円																																								
使用区分	使用料		附属施設及び設備の使用料 1 移動用放送設備を使用するときは、一式1回につき次に掲げる額を徴収する。 一般 220円 児童及び生徒 110円																																							
パークゴルフ場使用	児童及び生徒	普通使用		1人1回につき110円																																						
		シーズン使用		1人1シーズンにつき1,100円																																						
	一般	普通使用		1人1回につき220円																																						
		シーズン使用	1人1シーズンにつき3,300円																																							
用具使用	用具1組(クラブ1本・ボール1個)につき	1回につき110円																																								

5 奥州市ふれあいの丘公園クライミングウォール

令和3年3月31日まで			令和3年4月1日以降																																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用区分</th> <th colspan="2">土曜日及び休日以外の日</th> <th colspan="2">土曜日及び休日</th> </tr> <tr> <th>午前9時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> <th>午前9時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1時間までごとに貸切り使用</td> <td rowspan="2">アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合</td> <td>児童及び生徒</td> <td>120円</td> <td>150円</td> <td>150円</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>240円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の催しに使用する場合</td> <td>営利を目的としない場合</td> <td>480円</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>720円</td> </tr> <tr> <td>営利を目的とする場合</td> <td>960円</td> <td>1,200円</td> <td>1,200円</td> <td>1,440円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">個人使用</td> <td rowspan="2">一般</td> <td>普通使用</td> <td colspan="4">1人1回につき300円</td> </tr> <tr> <td>回数使用</td> <td colspan="4">6回で1,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童及び生徒</td> <td>普通使用</td> <td colspan="4">1人1回につき100円</td> </tr> <tr> <td>回数使用</td> <td colspan="4">6回で500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。 2 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学生生徒及び高等学校生徒をいう。 3 「回数使用」とは、回数券を使用して施設を使用する場合をいう。 4 午前9時前又は午後5時後に使用する場合は使用料の額は、その使用1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後5時後のときは午後1時から午後5時までの使用時間に係る使用料の額とする。 5 準備、撤去等のため前日等に使用する場合は使用料の額は、この表に定める使用料の額の2分の1に相当する額とする。 6 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。 7 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</p>			使用区分	土曜日及び休日以外の日		土曜日及び休日		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	1時間までごとに貸切り使用	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	120円	150円	150円	180円	一般	240円	300円	300円	360円	その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	480円	600円	600円	720円	営利を目的とする場合	960円	1,200円	1,200円	1,440円	個人使用	一般	普通使用	1人1回につき300円				回数使用	6回で1,500円				児童及び生徒	普通使用	1人1回につき100円				回数使用	6回で500円				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用区分</th> <th colspan="2">土曜日及び休日以外の日</th> <th colspan="2">土曜日及び休日</th> </tr> <tr> <th>午前9時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> <th>午前9時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1時間までごとに貸切り使用</td> <td rowspan="2">アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合</td> <td>児童及び生徒</td> <td>130円</td> <td>160円</td> <td>160円</td> <td>190円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>260円</td> <td>330円</td> <td>330円</td> <td>390円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の催しに使用する場合</td> <td>営利を目的としない場合</td> <td>520円</td> <td>660円</td> <td>660円</td> <td>790円</td> </tr> <tr> <td>営利を目的とする場合</td> <td>1,050円</td> <td>1,320円</td> <td>1,320円</td> <td>1,580円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">個人使用</td> <td rowspan="2">一般</td> <td>普通使用</td> <td colspan="4">1人1回につき330円</td> </tr> <tr> <td>回数使用</td> <td colspan="4">6回で1,650円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童及び生徒</td> <td>普通使用</td> <td colspan="4">1人1回につき110円</td> </tr> <tr> <td>回数使用</td> <td colspan="4">6回で550円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。 2 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学生生徒及び高等学校生徒をいう。 3 「回数使用」とは、回数券を使用して施設を使用する場合をいう。 4 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。 5 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。 6 準備、撤去等のため前日等に使用する場合は、この表に定める額（備考5の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。 7 午前9時前又は午後9時後に使用する場合は使用料の額は、その使用1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額（備考5の適用がある場合は、その適用後の額）とする。 8 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。</p>			使用区分	土曜日及び休日以外の日		土曜日及び休日		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	1時間までごとに貸切り使用	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	130円	160円	160円	190円	一般	260円	330円	330円	390円	その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	520円	660円	660円	790円	営利を目的とする場合	1,050円	1,320円	1,320円	1,580円	個人使用	一般	普通使用	1人1回につき330円				回数使用	6回で1,650円				児童及び生徒	普通使用	1人1回につき110円				回数使用	6回で550円			
使用区分	土曜日及び休日以外の日			土曜日及び休日																																																																																																															
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで																																																																																																															
1時間までごとに貸切り使用	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	120円	150円	150円	180円																																																																																																													
		一般	240円	300円	300円	360円																																																																																																													
	その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	480円	600円	600円	720円																																																																																																													
		営利を目的とする場合	960円	1,200円	1,200円	1,440円																																																																																																													
個人使用	一般	普通使用	1人1回につき300円																																																																																																																
		回数使用	6回で1,500円																																																																																																																
	児童及び生徒	普通使用	1人1回につき100円																																																																																																																
		回数使用	6回で500円																																																																																																																
使用区分	土曜日及び休日以外の日		土曜日及び休日																																																																																																																
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで																																																																																																															
1時間までごとに貸切り使用	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	130円	160円	160円	190円																																																																																																													
		一般	260円	330円	330円	390円																																																																																																													
	その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	520円	660円	660円	790円																																																																																																													
		営利を目的とする場合	1,050円	1,320円	1,320円	1,580円																																																																																																													
個人使用	一般	普通使用	1人1回につき330円																																																																																																																
		回数使用	6回で1,650円																																																																																																																
	児童及び生徒	普通使用	1人1回につき110円																																																																																																																
		回数使用	6回で550円																																																																																																																